

議案第8号

専決処分につき承認を求めることについて

滋賀県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、議会の承認を求める。

令和4年11月8日 提出

滋賀県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 宮本和宏

専決第2号

専 決 処 分 書

滋賀県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和4年3月28日

滋賀県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 宮本和宏

滋賀県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例

滋賀県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例（平成19年滋賀県後期高齢者医療広域連合条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第10号中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第9項」に改める。

第38条の2中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第19条第7号」を「第19条第8号」に改める。

第48条第1項第1号及び同項第2号を次のように改め、同項第3号を削る。

- (1) 統計法（平成19年法律第53号）第52条各号（第2号を除く。）に掲げる個人情報
- (2) 削除

附則（令和4年3月28日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第10号及び第48条第1項各号の規定は令和4年4月1日から施行する。